

令和8年度 講習会計画 一覧表

講習会個別の案内書を請求して下さい。申込案内・申込書・会場地図等を送ります。
 当協会HP www.tokyo-kayaku.or.jp から印刷できます。

			予 定 日 時	会 場	時 間 割 ・ 対 象 者														
手帳 制 の 講 習 会	黒 手 帳 保 安 講 習 会	産 業	西 部 ① ● ※ 6月 5日(金)	あきる野ルピア・ホール	<table border="1"> <tr> <td>受付入室・資料説明</td> <td>産火・煙火 12:50～</td> <td>総合(販売業) 11:30～</td> <td rowspan="5"> ○令和7年受講免除の人。 ○令和6年度の試験に合格し、合格から半年以内に手帳交付した人。 ※西部①は時間配分が通常の産火より30分早くなります。(12:30開始～16:30終了) </td> </tr> <tr> <td>法 令</td> <td>13:00～ 14:30</td> <td>12:00～ 14:00</td> </tr> <tr> <td>保 安 管 理 技 術</td> <td>14:30～ 17:00</td> <td>14:00～ 17:00</td> </tr> </table>	受付入室・資料説明	産火・煙火 12:50～	総合(販売業) 11:30～	○令和7年受講免除の人。 ○令和6年度の試験に合格し、合格から半年以内に手帳交付した人。 ※西部①は時間配分が通常の産火より30分早くなります。(12:30開始～16:30終了)	法 令	13:00～ 14:30	12:00～ 14:00	保 安 管 理 技 術	14:30～ 17:00	14:00～ 17:00				
		受付入室・資料説明	産火・煙火 12:50～	総合(販売業) 11:30～		○令和7年受講免除の人。 ○令和6年度の試験に合格し、合格から半年以内に手帳交付した人。 ※西部①は時間配分が通常の産火より30分早くなります。(12:30開始～16:30終了)													
		法 令	13:00～ 14:30	12:00～ 14:00															
		保 安 管 理 技 術	14:30～ 17:00	14:00～ 17:00															
		火 災	〃 ② ● 7月10日(金)	八王子学園都市センター第1セミナー室															
	(建設・ 砕石・ 鋳業・ 他)	中 央 区 ① ● 5月14日(木)	日本橋社会教育会館・ホール																
		〃 ② ● 8月21日(金)	日本橋社会教育会館・ホール																
		〃 ③ ● 10月16→9日(金)	月島社会教育会館・ホール																
	〃 ④ ● 11月13日(金)																		
	〃 ⑤ ● 12月11日(金)																		
総 合	販 売 業 ● 10月 2日(金)	月島社会教育会館・ホール																	
煙 火	12月 4日(金)																		
再 教 育	① 6月19日(金) △○				<table border="1"> <tr> <td>受付入室</td> <td>9:15～</td> <td rowspan="3"> ・試験合格後6ヶ月以上経過して手帳を取得する人。 ・手帳が失効して再取得する人。 </td> </tr> <tr> <td>法 令</td> <td>9:30～12:30</td> </tr> <tr> <td>保安管理技術</td> <td>13:30～16:30</td> </tr> </table>	受付入室	9:15～	・試験合格後6ヶ月以上経過して手帳を取得する人。 ・手帳が失効して再取得する人。	法 令	9:30～12:30	保安管理技術	13:30～16:30							
	受付入室	9:15～				・試験合格後6ヶ月以上経過して手帳を取得する人。 ・手帳が失効して再取得する人。													
	法 令	9:30～12:30																	
	保安管理技術	13:30～16:30																	
中央区で4回 ② 9月 4日(金) △○																			
(4半期毎に1回) ③ R9年1月22日(金) △○																			
④ R9年3月19日(金) △○																			
従 事 者	多 摩 地 区 ① ● 4月22日(水) ○	あきる野ルピア・産業情報研修室 八王子学園都市センター第5セミナー室			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>① 12:50～</td> <td>② ③ 9:00～</td> <td rowspan="3"> ・青・黄有効手帳保持者で15年たっていない人。 ・15年経過し昨年受講免除の人。 ・青・黄手帳を再取得する人。 </td> </tr> <tr> <td>受付入室</td> <td>12:50～</td> <td>9:00～</td> </tr> <tr> <td>法令</td> <td>13:00～</td> <td>9:10～</td> </tr> <tr> <td>保安管理技術</td> <td>14:00～</td> <td>10:00～</td> <td></td> </tr> </table>		① 12:50～	② ③ 9:00～	・青・黄有効手帳保持者で15年たっていない人。 ・15年経過し昨年受講免除の人。 ・青・黄手帳を再取得する人。	受付入室	12:50～	9:00～	法令	13:00～	9:10～	保安管理技術	14:00～	10:00～	
						① 12:50～	② ③ 9:00～	・青・黄有効手帳保持者で15年たっていない人。 ・15年経過し昨年受講免除の人。 ・青・黄手帳を再取得する人。											
	受付入室					12:50～	9:00～												
法令	13:00～	9:10～																	
保安管理技術	14:00～	10:00～																	
〃 ② ● 6月14日(日) △																			
中 央 区 ③ 11月29日(日) △																			
島 嶼 地 区 講 習 会	大 島 群	大 島 6月26日(金)	大島支庁会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・大島、八丈島で実施。2島の黒手帳保持者で、昨年受講免除の人と、青・黄手帳保持者。新規に手帳を所持しようとする人。 ・新島、三宅島の2島は今年は講習不実施。この2島在住の従事者手帳の所持者は個別に協会に連絡の事。 															
		新 島 —																	
		神 津 島 —																	
	三 宅 群	三 宅 島 —																	
		御 蔵 島 —																	
	八 丈 島 11月 6日(金)		八丈支庁会議室																
小 笠 原 父 島 —																			
資 格 取 得 関 係	甲 乙 責 任 者	全 般 概 要 の 解 説 等 A1 ● 9月11日法令概説 △○	月島区民館5号室	10月25日実施の甲・乙取扱 保安責任者受験者	初めて受験する人へ各1日の概説講義。 専用テキストとスライド解説。 受験歴のある人、初めての受験で確実に突破を目指す人。過去10年の出題より選抜解説。														
		B1 ● 9月12日火薬学概説 △○																	
	過 去 出 題 の 問 題 解 説 A2 ● 9月13日法令過去問解説 △○																		
	B2 ● 9月14日火薬学過去問解説 △○																		
	発 破 技 士	受 験 資 格	発 破 実 技 講 習 2 日 制 ① ● 7月30日(木) △○◎		八王子地区 午前 砕石所・午後 同上	発破作業補助者としての実務経験期間がない人、不足する人。	東京労働局の登録講習機関として講習実施。												
			● 7月31日(金) △○◎																
1 日 目 座 学 ② R9年3月11日(木) △○◎		八王子地区 午前 砕石所・午後 同上																	
2 日 目 実 習 R9年3月12日(金) △○◎																			
危 害 予 防 週 間 中 の 一 般 保 安 教 育 講 習			中 止																

●日時・会場確定済 △午前中(9:00～12:00) ○午後(13:00～17:00) ◎夕(17:00～19:00)

- (注) 1. 日時と収容人数を優先に決める為、当初予定の場所と大きく変更になる場合があります。●がついていない会場は現段階では確定していません。
2. 希望する会場が確保できない場合、予定日時は極力変更せず代替会場で予定日時で開催する方針ですが、会場も確保できなかった場合やむを得ず日時の変更をする場合があります。
3. 会場は実施の20～30日前には遅くとも確定し、各講習会毎の案内・申込用紙とともにホームページ上に掲載されます。各自でご確認ください。請求があれば郵送またはFAXで送ります。